



商品券の使い方 Q&A



Q.1 商品券はどこで使えますか？

A 取扱店は、左のページまたはゆうパックに同封したチラシをご確認ください。また取扱店舗にはポスターとのぼりを掲示しています。

このポスターが目印！▶



Q.2 公共料金の支払いはできますか？

A できません。地方自治法上、普通公共団体の歳入は、現金、口座振替又は証券（小切手など）での納付を義務付けており、商品券はこれに当たらないからです。

Q.3 商品券は他の商品券や割引券との重複利用はできますか？

A 重複利用につきましては、各取扱店舗の判断で条件を設定している場合があります。詳細は各取扱店舗にお問い合わせください。

Q.4 汚損した商品券の対応は？

A 次の条件を満たせば使用できます。
・通し番号が確認出来ること
・券面の面積が5分の4以上残っていること

Q.5 つり銭はできますか？

A できません。つり銭の分消費が少なくなり、消費喚起という事業の趣旨に合致しないからです。また不当な利益を受けることなどを防ぐためでもあります。

Q.6 未使用の商品券の払い戻しはできますか？

A できません。期限内に必ず使用するようにならしてください。

Q.7 おおさきチャレンジ朝市で使えますか？

A 使用できません。

Q.8 「Payどん」で付与されたポイントは県内の「Payどん」加盟店ならどこでも使用できますか？

A 「大崎町デジタル地域振興券」を購入すると付与されるプレミアムポイントの「Payどんポイント」は、県内の「Payどん」加盟店で使用できますが、町内でのご利用を推奨しています。
※「大崎町デジタル地域振興券」は町内でのみ使用できます。

最新のQ & Aは、町ホームページで随時更新しています。

